

総 合 口 座

(2025年3月17日現在適用中)

| | 項 目 | 内 容 |
|----|---|--|
| 1 | 商 品 名 | ・総合口座 |
| 2 | 販 売 対 象 | ・満18歳以上の個人のお客さま（お1人1口座） |
| 3 | 期 間 | ・各預金の商品概要説明書をご参照ください |
| 4 | 取 引 種 類 | <ul style="list-style-type: none"> ・普通預金 ・定期預金 （期日指定定期預金、自由金利型定期預金、変動金利定期預金 および積立式定期預金） ・上記の定期預金を担保とする当座貸越 |
| 5 | 預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ・各預金の商品概要説明書をご参照ください |
| 6 | 払 戻 方 法 | ・各預金の商品概要説明書をご参照ください |
| 7 | 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 | ・各預金の商品概要説明書をご参照ください |
| 8 | 手 数 料 | — |
| 9 | 当 座 貸 越 (1) 限度額 (2) 利率 (3) 貸越金利息 | <ul style="list-style-type: none"> ・貸越限度額は、取引定期預金の合計額の90%（1,000円未満切捨） または200万円のうちいずれか少ない金額です ・貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率 ・付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日に、1年を365日 として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元本に組入れます。 |
| 10 | 税 金 | <ul style="list-style-type: none"> ・20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税 ・*2013年1月1日以降2037年12月31日までの間に受取るお利息は、 復興特別所得税を付加した20.315%の源泉分離課税となります ・要件を満たす場合は、マル優の扱いができます |
| 11 | 預 金 保 険 | ・預金保険対象商品です（1金融機関につき1人当たり、元本1,000万円までとその利息等が保護されます） |
| 12 | 中途解約時の取扱い | ・各預金の商品概要説明書をご参照ください |
| 13 | 金利情報の入手方法 | ・店頭備え付けの金利ボードをご覧ください、窓口にお問い合わせください |
| 14 | その他参考となる事項 | — |

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109